

毎週火・金曜日発行(当日が休日にかたるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	一
○職員との給与に関する条例の一部を改正する条例	一
○特別職の職員との給与に関する条例の一部を改正する条例	一
○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	二
○一般職の任期付職員との採用等に関する条例の一部を改正する条例	二
○福島県特定原子力施設地域振興基金条例	三
○福島県地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例	三
○福島県国民健康保険財政安定化基金条例	三
○福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金条例	三
○福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	三
○福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例	三
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	三

条 例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、特別職の職員との給与に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付職員との採用等に関する条例の一部を改正する条例、福島県特定原子力施設地域振興基金条例、福島県地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例、福島県国民健康保険財政安定化基金条例、福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金条例、福島県緊

急雇用創出基金条例の一部を改正する条例、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第一号

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和二十二年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十五」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十」に改める。

附則に次の一項を加える。

平成二十七年十二月に支給する期末手当に関する第五条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百六十二・五」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県議会の議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の県議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(人 事 課)

福島県条例第二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第三条の二第二項を次のように改める。

第三条の二 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

- 一 行政職給料表等級別基準職務表(別表第六)
- 二 公安職給料表等級別基準職務表(別表第七)

- 三 教育職給料表等級別基準職務表（別表第八）
 - 四 研究職給料表等級別基準職務表（別表第九）
 - 五 医療職給料表（一）等級別基準職務表（別表第十）
 - 六 医療職給料表（二）等級別基準職務表（別表第十一）
 - 七 医療職給料表（三）等級別基準職務表（別表第十二）
- 第三条の二第三項中、「かつ、」の下に「第一項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。
- 第七条の三第一項第一号中「四十一万二千二百円」を「四十一万三千三百円」に改め、同項第二号中「三万円」を「三万五千元」に改める。
- 第十条第二項第二号中「五万二千五百円」を「四万六千五百円」に改める。
- 第十七条の四第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の九十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に改める。
- 附則第六項中「四十一万二千二百円」を「四十一万三千三百円」に、「四十六万二千二百円」を「四十六万三千三百円」に改める。
- 附則第十一項中「百分の〇・六七五」を「百分の〇・七二」に、「百分の〇・八五五」を「百分の〇・九」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の九十五」を「百分の百」に改める。
- 別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

職員の区分	職務の等級	給料月額									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用職員以外の職員	1	144,100	195,800	232,600	267,000	294,200	325,800	371,300	418,300	470,000	535,000
	2	145,200	197,600	234,300	269,100	296,500	328,100	374,000	420,800	473,100	538,100
	3	146,400	199,500	235,900	271,100	298,800	330,400	376,600	423,300	476,200	541,300
	4	147,500	201,300	237,600	273,200	301,100	332,700	379,300	425,900	479,300	544,400
	5	148,700	202,900	239,100	275,200	303,300	335,000	381,400	427,800	482,300	547,700
	6	149,900	204,700	240,700	277,300	305,600	337,100	384,000	430,100	485,400	550,000
	7	151,000	206,500	242,400	279,300	307,800	339,400	386,500	432,400	488,600	552,500
	8	152,100	208,200	244,000	281,400	310,000	341,700	389,100	434,600	491,700	555,100
	9	153,200	209,900	245,600	283,600	312,300	343,900	391,700	436,600	494,700	557,600
	10	154,600	211,800	247,100	285,600	314,600	346,100	394,400	438,700	497,800	559,400
	11	155,900	213,600	248,700	287,700	316,900	348,200	397,100	440,800	500,900	561,200
	12	157,300	215,400	250,200	289,900	319,200	350,400	399,800	442,900	504,000	562,900
	13	158,700	216,900	251,800	292,000	321,500	352,500	402,400	444,900	506,800	564,800
	14	160,200	218,800	253,200	294,100	323,600	354,500	404,700	446,800	509,100	566,200
	15	161,700	220,600	254,700	296,200	325,800	356,600	407,000	448,800	511,500	567,600
	16	163,300	222,400	256,200	298,200	328,000	358,800	409,400	450,800	513,900	568,900
	17	164,700	224,200	257,700	300,300	330,300	360,700	411,300	452,800	516,100	570,000
	18	166,300	225,900	259,600	302,400	332,400	362,700	413,300	454,600	517,600	571,000
	19	167,800	227,600	261,400	304,600	334,500	364,700	415,200	456,400	519,100	572,000
	20	169,300	229,200	263,300	306,700	336,600	366,700	417,100	458,200	520,500	572,900
	21	170,800	230,700	265,000	308,800	338,700	368,700	419,000	460,000	521,900	573,900
	22	173,500	232,500	266,900	310,900	340,800	370,700	420,800	461,500	523,300	
	23	176,100	234,100	268,700	313,000	342,900	372,600	422,700	463,000	524,800	
	24	178,800	235,700	270,600	315,100	345,000	374,600	424,600	464,500	526,200	
	25	181,700	237,200	272,600	317,100	346,600	376,600	426,500	466,000	527,500	
	26	183,400	238,800	274,400	319,200	348,600	378,600	428,000	467,300	528,600	
	27	185,200	240,200	276,300	321,300	350,600	380,600	429,600	468,600	529,700	
	28	186,900	241,600	278,300	323,400	352,600	382,700	431,200	469,700	530,900	
	29	188,400	242,900	280,100	325,400	354,400	384,400	432,900	470,800	532,000	
	30	190,300	244,000	282,000	327,500	356,300	386,200	434,200	471,700	532,900	
	31	192,100	245,300	283,900	329,600	358,200	388,000	435,500	472,500	533,800	
	32	193,800	246,500	285,800	331,700	360,000	389,800	436,800	473,200	534,600	

33	195,500	247,800	287,500	333,300	362,000	391,400	438,000	473,900	535,500
34	197,100	249,200	289,400	335,300	363,800	392,800	439,300	474,700	536,400
35	198,600	250,500	291,300	337,400	365,600	394,300	440,700	475,400	537,100
36	200,100	251,800	293,100	339,500	367,500	395,900	442,000	476,100	537,800
37	201,400	252,900	294,900	341,500	369,000	397,500	443,200	476,600	538,400
38	202,800	254,400	296,700	343,500	370,300	398,700	444,000	477,200	539,000
39	204,100	255,800	298,500	345,500	371,700	400,000	444,800	477,800	539,600
40	205,300	257,400	300,400	347,500	373,100	401,200	445,600	478,500	540,200
41	206,800	258,900	302,300	349,500	374,400	402,400	446,200	479,100	540,900
42	208,100	260,300	304,000	351,400	375,400	403,600	446,900	479,500	
43	209,500	261,700	305,700	353,300	376,500	404,700	447,600	479,800	
44	210,800	263,100	307,400	355,100	377,600	405,800	448,400	480,300	
45	212,000	264,400	309,100	356,800	378,600	406,600	449,200	480,800	
46	213,300	265,800	310,800	358,300	379,400	407,300	450,000		
47	214,700	267,200	312,500	359,800	380,300	408,000	450,500		
48	216,000	268,500	314,200	361,300	381,200	408,600	451,200		
49	217,200	269,800	315,400	362,800	382,200	409,200	451,700		
50	218,300	271,100	316,900	363,700	383,000	409,800	452,100		
51	219,300	272,300	318,500	364,800	383,700	410,400	452,500		
52	220,500	273,600	320,200	365,800	384,600	411,000	452,900		
53	221,600	274,800	321,900	366,800	385,300	411,400	453,400		
54	222,700	276,000	323,400	367,900	386,000	411,700	453,800		
55	223,600	277,300	325,000	369,000	386,700	412,000	454,100		
56	224,500	278,600	326,600	370,000	387,400	412,300	454,400		
57	225,300	279,800	328,200	370,900	388,000	412,500	454,700		
58	226,200	280,900	329,400	371,600	388,600	412,900	455,100		
59	227,100	282,000	330,600	372,300	389,200	413,200	455,400		
60	228,000	283,100	331,800	373,000	389,900	413,400	455,600		
61	228,800	284,200	332,700	373,300	390,400	413,900	455,900		
62	229,700	285,200	333,600	373,900	391,000	414,100			
63	230,700	286,200	334,400	374,600	391,600	414,400			
64	231,600	287,200	335,200	375,300	392,200	414,700			
65	232,400	288,100	336,100	375,800	392,600	415,000			
66	233,400	289,000	336,500	376,500	393,300	415,300			
67	234,400	289,900	337,300	377,200	393,900	415,500			
68	235,400	290,800	338,100	377,800	394,500	415,800			
69	236,200	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100			
70	237,000	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400			

71	237,700	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700
72	238,500	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900
73	239,400	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100
74	240,100	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400
75	240,800	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700
76	241,500	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900
77	242,200	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100
78	243,000	296,900	344,000	383,500	398,700	418,600
79	243,800	297,300	344,500	384,100	399,000	419,100
80	244,500	297,600	345,000	384,600	399,200	419,600
81	245,300	297,800	345,400	385,100	399,400	420,000
82	246,100	298,100	345,900	385,700	399,800	420,300
83	246,800	298,400	346,400	386,100	400,100	420,900
84	247,500	298,700	346,900	386,500	400,300	421,600
85	248,200	299,000	347,300	386,900	400,500	422,100
86	248,900	299,300	347,700	387,400	401,100	422,400
87	249,600	299,600	348,200	387,800	401,800	423,000
88	250,300	300,000	348,600	388,100	402,500	423,700
89	251,100	300,300	348,900	388,600	402,900	424,100
90	251,600	300,600	349,400	389,200	403,400	
91	252,100	301,000	349,900	389,700	403,800	
92	252,600	301,300	350,300	390,100	404,400	
93	252,900	301,500	350,500	390,300	404,900	
94		301,800	350,900	390,600		
95		302,200	351,400	391,000		
96		302,600	351,800	391,400		
97		302,800	351,900	391,700		
98		303,100	352,400	392,200		
99		303,400	352,700	392,600		
100		303,800	353,100	393,000		
101		304,000	353,500	393,300		
102		304,400	353,900			
103		304,800	354,300			
104		305,100	354,600			
105		305,300	355,100			
106		305,600	355,500			
107		306,000	355,900			
108		306,300	356,300			

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

再任用職員	109	306,500	356,700										
	110	306,900	357,000										
	111	307,300	357,400										
	112	307,600	357,700										
	113	307,700	358,200										
	114	308,100											
	115	308,300											
	116	308,700											
	117	308,900											
	118	309,100											
119	309,400												
120	309,600												
121	309,900												
122	310,200												
123	310,500												
124	310,800												
	125	311,100											
		220,000	261,100		281,100		296,600		322,600	365,400	399,600	452,100	534,700
		191,700											

職員の区分	職務の級	給料月額									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用職員以外の職員	1	167,800	183,700	211,100	251,800	297,500	325,000	354,700	390,600	433,400	470,100
	2	169,500	185,500	213,100	253,500	299,700	327,300	357,000	392,900	435,300	473,200
	3	171,100	187,300	215,200	255,200	301,900	329,600	359,300	395,100	437,300	476,300
	4	172,800	189,100	217,200	256,900	304,200	332,000	361,600	397,200	439,200	479,400
	5	174,500	191,100	219,100	258,800	306,300	334,300	363,700	399,100	440,600	482,500
	6	176,400	193,400	221,100	260,600	308,500	336,500	365,900	401,100	442,300	485,600
	7	178,200	195,700	223,100	262,400	310,700	338,800	368,000	403,100	444,000	488,800
	8	180,100	198,000	225,000	264,200	313,000	341,100	370,200	405,000	445,600	491,900
	9	181,900	200,200	227,200	265,800	315,100	343,200	372,300	406,800	447,300	494,900
	10	183,600	202,800	229,000	267,500	317,400	345,500	374,500	408,900	449,000	498,000

11	185,500	205,300	230,700	268,800	319,700	347,900	376,700	410,900	450,700	501,000
12	187,200	207,800	232,500	270,300	322,000	350,200	378,900	413,000	452,400	504,000
13	189,200	210,300	234,400	272,000	324,100	352,300	381,100	415,000	453,700	506,900
14	191,300	212,100	236,300	273,400	326,400	354,400	383,200	417,100	455,300	509,200
15	193,500	213,800	238,200	274,600	328,700	356,600	385,500	419,200	457,000	511,500
16	195,600	215,600	240,100	275,900	331,000	358,900	387,700	421,200	458,800	513,900
17	198,000	217,400	241,700	277,200	333,000	361,200	389,600	423,100	460,400	516,100
18	200,500	219,300	243,500	278,700	335,300	363,300	391,700	424,800	462,200	517,600
19	202,900	221,100	245,300	280,200	337,500	365,300	393,800	426,500	464,000	519,100
20	205,300	223,000	247,100	281,700	339,800	367,500	395,900	428,200	465,800	520,400
21	208,100	224,800	248,900	283,000	341,900	369,600	397,800	430,000	467,300	521,600
22	209,900	226,600	250,400	284,500	344,000	371,600	399,700	431,600	469,000	523,100
23	211,700	228,300	251,900	286,000	346,100	373,700	401,800	433,100	470,700	524,600
24	213,500	230,100	253,300	287,600	348,300	375,900	403,900	434,700	472,400	526,100
25	215,600	231,800	254,800	288,600	350,300	377,800	405,900	436,000	474,200	527,200
26	217,400	233,500	256,300	290,700	352,400	379,900	407,800	437,400	475,700	528,300
27	219,200	235,200	257,600	292,700	354,500	382,000	409,800	439,000	477,100	529,500
28	220,900	236,900	258,700	295,000	356,700	384,100	411,800	440,500	478,500	530,700
29	223,000	238,400	260,100	297,400	358,700	386,100	413,800	441,900	479,700	531,800
30	224,800	240,200	261,200	299,300	360,800	388,200	415,500	443,600	480,500	532,700
31	226,500	242,000	262,500	301,100	362,900	390,300	417,200	445,300	481,200	533,600
32	228,300	243,800	263,700	303,000	365,000	392,400	419,000	447,000	481,900	534,500
33	230,200	245,400	264,800	304,900	366,900	394,400	420,800	448,600	482,300	535,400
34	231,900	246,900	266,000	306,700	369,000	396,500	422,300	450,300	483,000	536,100
35	233,600	248,500	267,200	308,600	371,000	398,600	423,900	452,000	483,700	537,000
36	235,300	250,000	268,500	310,600	373,100	400,700	425,500	453,600	484,400	537,500
37	236,900	251,600	269,500	312,400	375,100	402,400	426,800	455,100	484,600	538,300
38	238,700	253,100	270,700	314,300	377,200	404,000	428,300	455,700	485,300	538,900
39	240,500	254,400	271,800	316,200	379,300	405,500	429,800	456,400	485,800	539,700
40	242,300	255,800	272,800	318,100	381,300	407,000	431,400	457,100	486,300	540,400
41	243,800	257,400	274,000	320,100	383,500	408,200	432,900	457,600	486,800	540,900
42	245,200	258,600	275,500	321,900	385,600	409,500	434,200	458,300	487,200	
43	246,500	259,900	277,000	323,800	387,700	410,500	435,500	459,000	487,600	
44	247,800	261,400	278,200	325,700	389,800	411,500	436,800	459,600	488,000	
45	249,100	262,500	279,500	327,600	391,500	412,400	437,600	460,300	488,400	
46	250,200	263,800	281,100	329,500	393,300	413,600	438,400	460,800		
47	251,200	265,100	282,700	331,400	394,900	414,800	439,200	461,200		
48	252,200	266,500	284,400	333,300	396,700	416,100	440,000	461,700		

49	253,200	267,500	286,000	334,900	398,300	417,300	440,700	462,200
50	254,300	268,900	287,700	336,500	399,000	418,100	441,200	462,700
51	255,500	270,000	289,400	338,100	400,000	418,900	441,600	463,000
52	256,700	271,100	291,200	339,800	401,200	419,700	441,900	463,500
53	257,700	272,200	292,600	341,600	402,500	420,100	442,100	464,000
54	259,000	273,600	294,400	343,400	403,600	420,800	442,600	464,100
55	260,200	274,900	296,200	345,200	404,800	421,500	442,900	464,400
56	261,500	276,300	298,000	347,000	406,100	422,200	443,200	464,600
57	262,600	277,500	299,700	348,400	407,400	422,800	443,400	465,000
58	263,600	278,600	301,500	350,100	408,100	423,300	443,700	465,200
59	264,700	280,200	303,300	351,800	408,900	423,900	444,000	465,400
60	265,700	281,500	305,100	353,500	409,700	424,500	444,300	465,600
61	266,800	283,000	306,600	355,100	410,300	424,900	444,500	466,000
62	267,800	284,600	308,400	356,800	411,000	425,500	444,800	466,200
63	268,800	286,100	310,200	358,500	411,700	426,100	445,100	466,400
64	269,800	287,700	312,000	360,300	412,400	426,600	445,400	466,600
65	270,900	289,200	313,600	362,000	412,700	427,100	445,800	467,100
66	272,200	290,700	315,300	363,600	413,400	427,600	446,100	467,300
67	273,500	292,100	317,000	365,200	414,100	428,100	446,400	467,500
68	274,900	293,700	318,700	366,800	414,700	428,600	446,700	467,700
69	276,100	295,300	320,300	368,100	415,000	428,900	446,900	468,100
70	277,400	296,900	321,700	369,600	415,600	429,200	447,200	
71	278,800	298,500	323,200	370,900	416,200	429,500	447,500	
72	280,200	300,100	324,700	372,400	416,700	429,800	447,800	
73	281,500	301,400	325,900	373,500	417,200	430,100	448,000	
74	283,000	302,900	327,500	374,800	417,600	430,400	448,300	
75	284,400	304,400	329,200	376,200	418,100	430,700	448,600	
76	285,800	305,900	330,900	377,500	418,700	431,000	448,900	
77	286,900	307,100	332,800	379,000	419,000	431,200	449,100	
78	288,100	308,600	334,500	380,200	419,600	431,600	449,500	
79	289,300	310,100	336,100	381,400	420,200	431,900	449,800	
80	290,600	311,600	337,800	382,600	420,700	432,200	450,100	
81	291,700	313,100	339,500	383,700	420,900	432,400	450,300	
82	293,000	314,500	341,200	384,900	421,400	432,700	450,600	
83	294,300	315,900	342,900	386,100	421,900	433,000	450,900	
84	295,700	317,300	344,600	387,400	422,400	433,200	451,200	
85	297,000	318,600	346,100	388,400	422,700	433,400	451,900	

86	298,200	320,100	347,700	389,000	423,200	433,700
87	299,400	321,600	349,200	389,600	423,500	434,000
88	300,600	323,100	350,700	390,200	423,800	434,200
89	301,700	324,600	351,900	390,800	424,100	434,400
90	302,900	326,100	353,300	391,400	424,600	434,700
91	304,100	327,600	354,600	392,000	425,000	435,000
92	305,300	329,100	356,000	392,600	425,400	435,300
93	306,200	330,400	357,400	393,000	425,700	435,500
94	307,400	331,800	358,900	393,600	426,100	435,800
95	308,700	333,200	360,400	394,100	426,500	436,100
96	310,000	334,600	361,900	394,600	426,900	436,300
97	311,200	335,700	363,400	394,900	427,200	436,500
98	312,400	337,100	364,600	395,500	427,600	436,800
99	313,600	338,400	365,800	396,100	428,000	437,100
100	314,800	339,800	367,000	396,700	428,400	437,300
101	315,900	341,100	368,000	396,900	428,800	437,500
102	317,000	342,200	369,200	397,400	429,200	
103	318,100	343,400	370,400	397,900	429,600	
104	319,200	344,600	371,600	398,400	429,900	
105	320,200	345,700	372,800	398,700	430,300	
106	320,900	346,800	373,400	399,200		
107	321,500	347,900	374,000	399,700		
108	322,100	349,000	374,600	400,000		
109	322,500	350,000	375,200	400,300		
110	323,100	351,000	375,700	400,800		
111	323,700	352,000	376,200	401,300		
112	324,300	353,000	376,700	401,800		
113	325,100	353,800	377,000	402,100		
114	325,800	354,800	377,400	402,600		
115	326,500	355,800	378,000	403,100		
116	327,300	356,800	378,600	403,600		
117	327,800	357,900	378,900	403,900		
118	328,600	358,400	379,400	404,400		
119	329,400	359,000	380,000	404,900		
120	330,200	359,600	380,500	405,400		
121	330,700	360,100	380,600	405,900		
122	331,200	360,600	381,200	406,300		
123	331,700	361,100	381,700	406,800		

別表第3 (第3条関係)
教育職給料表

職員の区分	職務の等級	給料月額								
		1級	2級	3級	4級					
再任用職員以外の職員	1	157,800	203,400	336,600	428,000	34	221,800	277,000	404,400	483,400
	2	159,300	205,100	338,900	429,800	35	223,600	279,300	406,100	484,100
	3	160,800	206,900	341,200	431,600	36	225,400	281,500	407,800	484,900
	4	162,300	208,600	343,600	433,400	37	227,200	283,700	409,100	485,500
	5	164,100	210,500	345,800	435,000	38	229,000	285,800	410,600	486,200
	6	166,000	212,200	348,100	436,600	39	230,800	288,000	412,100	486,900
	7	167,900	213,900	350,400	438,500	40	232,600	290,000	413,700	487,600
	8	169,700	215,600	352,700	440,400	41	234,500	292,100	415,300	488,300
	9	171,600	217,400	354,800	442,000	42	236,200	294,600	416,700	489,000
	10	173,700	219,300	357,000	443,900	43	237,900	297,000	418,100	489,700
	11	175,900	221,200	359,200	445,800	44	239,500	299,500	419,700	490,400
	12	177,900	223,100	361,500	447,700	45	241,200	301,800	421,300	491,000
	13	180,100	224,800	363,600	449,400	46	242,600	304,300	422,600	491,800
	14	182,300	226,800	365,600	451,300	47	244,000	306,900	424,200	492,500
	15	184,600	228,800	367,700	453,200	48	244,000	309,600	425,900	493,200
	16	186,800	230,800	369,800	455,100	49	246,800	312,100	427,500	493,800
	17	189,300	232,800	371,700	456,700	50	248,200	314,600	428,900	494,500
	18	191,900	235,500	373,700	458,600	51	249,500	317,100	430,500	495,300
	19	194,500	238,200	375,700	460,400	52	251,100	319,600	432,200	496,000
	20	197,000	241,000	377,800	462,300	53	252,400	322,200	433,900	496,600
	21	199,600	243,700	379,700	464,000	54	253,800	324,400	435,300	497,300
	22	201,300	246,600	381,600	465,800	55	255,200	326,500	436,900	498,000
	23	203,000	249,600	383,500	467,600	56	256,400	328,800	438,600	498,800
	24	204,700	252,500	385,400	469,400	57	257,800	331,100	439,900	499,400
	25	206,500	255,200	387,400	471,000	58	259,100	333,200	441,400	500,100
	26	208,200	257,900	389,300	472,700	59	260,200	335,400	442,900	500,800
	27	209,900	260,500	391,200	474,300	60	261,600	337,600	444,200	501,500
	28	211,600	262,900	393,100	476,000	61	262,900	339,700	445,400	502,200
	29	213,300	265,500	394,900	477,500	62	264,200	341,900	446,700	
	30	215,000	268,000	396,900	478,900	63	265,600	344,100	448,100	
	31	216,700	270,200	398,900	480,200	64	266,900	346,300	449,300	
	32	218,500	272,500	400,900	481,600	65	268,300	348,400	450,500	
	33	220,000	274,800	402,800	482,700	66	269,900	350,600	451,700	
					67	271,500	352,800	452,900		
					68	273,200	355,000	454,200		
					69	274,800	356,900	455,300		
					70	276,300	359,000	456,500		
					71	277,700	361,100	457,800		
					72	279,200	363,100	459,000		

73	280,400	365,300	460,100	113	323,300	416,000
74	281,800	367,300	460,800	114	323,700	416,800
75	283,200	369,300	461,300	115	324,200	417,500
76	284,600	371,300	461,800	116	324,700	418,200
77	286,000	373,100	462,300	117	325,100	418,700
78	287,200	374,800	462,900	118	325,600	419,200
79	288,400	376,500	463,400	119	326,100	419,700
80	289,700	378,200	463,900	120	326,600	420,100
81	290,900	379,800	464,500	121	326,900	420,500
82	292,100	381,300	465,100	122	327,300	420,800
83	293,400	382,800	465,600	123	327,800	421,100
84	294,700	384,400	466,100	124	328,400	421,300
85	295,800	385,400	466,600	125	328,700	421,500
86	297,000	386,900	467,200	126	329,100	421,800
87	298,200	388,300	467,800	127	329,400	422,100
88	299,400	389,700	468,300	128	329,800	422,300
89	300,500	391,000	468,800	129	329,900	422,500
90	301,700	392,300	469,400	130	330,300	422,800
91	302,900	393,600	470,100	131	330,700	423,200
92	304,100	394,900	471,100	132	331,100	423,400
93	305,100	396,200	471,700	133	331,200	423,700
94	306,200	397,400	472,700	134	331,400	423,900
95	307,400	398,700	473,700	135	331,700	424,200
96	308,600	400,100	474,700	136	332,000	424,400
97	309,600	401,300	475,400	137	332,200	424,600
98	310,700	402,400		138	332,400	424,900
99	311,800	403,500		139	332,700	425,200
100	312,900	404,600		140	333,000	425,400
101	313,900	405,400		141	333,100	425,600
102	315,000	406,400		142	333,400	425,900
103	316,100	407,500		143	333,700	426,200
104	317,100	408,600		144	334,000	426,500
105	317,700	409,300		145	334,200	426,700
106	318,600	410,300		146	334,400	427,000
107	319,500	411,200		147	334,700	427,300
108	320,500	412,200		148	335,000	427,500
109	321,300	413,000		149	335,300	427,700
110	321,700	413,900		150	335,500	428,000
111	322,200	414,700		151	335,800	428,300
112	322,700	415,500				

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

再任用職員	152	336,100	428,600		
	153	336,300	429,000		
		239,700	281,100	339,500	426,200

別表第4 (第3条関係)
研究職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
再任用職員以外の職員	1	143,100	193,700	282,200	336,200	389,500
	2	144,200	196,300	285,000	338,500	391,800
	3	145,400	198,800	287,600	340,800	394,000
	4	146,500	201,200	290,400	343,100	396,300
	5	147,700	203,900	292,800	345,200	397,900
	6	149,000	206,200	294,900	347,300	400,000
	7	150,300	208,500	297,100	349,500	402,000
	8	151,600	210,700	299,300	351,700	404,100
	9	152,700	213,000	301,600	353,700	405,900
	10	154,400	215,300	304,400	355,800	407,700
	11	156,100	217,700	307,100	357,900	409,500
	12	157,700	220,000	309,800	360,000	411,300
	13	159,300	222,300	312,300	361,900	413,000
	14	161,200	224,700	315,100	363,900	414,800
	15	163,100	227,200	317,800	366,000	416,500
	16	165,100	229,700	320,600	368,100	418,300
	17	167,200	232,000	323,300	369,800	419,300
	18	169,300	234,900	325,600	371,900	421,000
	19	171,600	237,800	327,800	374,000	422,600
	20	173,700	240,700	330,200	376,000	424,200
	21	176,000	243,400	332,400	377,800	425,500
	22	178,400	246,000	334,500	379,700	427,200
	23	180,900	248,700	336,600	381,500	428,900
24		183,200	251,300	338,800	383,400	430,400
25		185,400	254,200	340,900	385,200	431,900
26		187,500	256,700	342,800	387,000	433,500
27		189,700	259,200	344,700	388,800	435,200
28		191,800	261,700	346,700	390,600	436,800
29		193,900	264,200	348,700	392,100	438,300
30		195,700	266,500	350,400	393,800	439,800
31		197,600	268,800	352,000	395,500	441,300
32		199,300	271,000	353,600	397,200	442,700
33		201,300	273,100	355,100	398,500	444,100
34		203,100	275,200	356,600	399,800	445,500
35		205,000	277,400	358,100	400,900	446,900
36		206,800	279,400	359,600	402,200	448,300
37		208,800	281,400	361,100	403,400	449,600
38		210,700	282,800	362,400	404,500	450,700
39		212,600	284,200	363,700	405,600	451,800
40		214,400	285,900	365,000	406,600	452,900
41		216,400	287,300	366,100	407,600	453,600
42		218,300	288,500	367,400	408,700	454,600
43		220,200	289,500	368,700	409,800	455,600
44		222,000	290,500	369,800	411,000	456,700
45		224,000	291,300	371,000	411,900	457,700
46		225,900	292,600	372,300	413,000	458,700
47		227,800	293,900	373,600	414,200	459,400
48		229,700	295,300	374,800	415,200	460,300
49		231,500	296,600	375,900	416,000	461,100
50		233,300	297,900	377,200	417,000	461,700
51		235,200	299,100	378,500	418,000	462,300
52		236,900	300,400	379,800	419,000	462,900
53		238,600	301,600	380,500	419,600	463,600
54		240,400	302,900	381,500	420,300	464,200
55		242,200	304,200	382,500	420,900	464,600
56		244,000	305,500	383,500	421,600	465,200
57		245,500	306,500	384,300	422,000	465,700
58		246,600	307,700	385,100	422,500	466,300
59		247,700	308,900	385,800	423,000	466,800
60		248,800	310,000	386,500	423,400	467,200
61		250,100	311,100	387,000	424,000	467,700

62	251,200	312,200	387,900	424,400	468,400
63	252,200	313,300	388,800	425,000	469,100
64	253,400	314,500	389,700	425,900	469,900
65	254,500	315,600	390,400	426,600	470,800
66	255,800	316,700	391,200	427,400	471,700
67	257,100	317,800	392,000	427,900	472,500
68	258,100	318,900	392,800	428,700	473,200
69	259,200	320,100	393,400	429,000	473,900
70	260,700	321,200	394,100	429,700	474,700
71	262,200	322,300	394,800	430,200	475,500
72	263,700	323,400	395,400	430,600	476,300
73	265,100	324,200	396,000	431,100	477,000
74	266,500	325,300	396,600		
75	267,900	326,400	397,300		
76	269,100	327,500	398,100		
77	270,400	328,600	398,800		
78	271,700	329,600	399,500		
79	273,000	330,600	400,100		
80	274,200	331,600	400,700		
81	275,600	332,600	401,300		
82	276,900	333,400	401,900		
83	278,200	334,100	402,600		
84	279,400	334,900	403,200		
85	280,600	335,500	403,700		
86	281,800	336,000	404,200		
87	283,100	336,500	404,700		
88	284,300	337,000	405,400		
89	285,500	337,200	405,800		
90	286,700	337,700			
91	287,900	338,200			
92	289,000	338,700			
93	290,200	339,000			
94	291,200	339,500			
95	292,200	340,000			
96	293,100	340,500			
97	294,000	341,000			
98	294,900	341,500			
99	295,800	342,000			
100	296,600	342,600			

再任用職員	101	297,400	343,100		328,700	357,200
	102	298,100	343,600			
	103	298,800	344,100			
	104	299,500	344,600			
	105	300,300	344,900			
	106	300,800	345,400			
	107	301,300	345,800			
	108	301,800	346,300			
	109	301,900	346,800			
	110	302,300	347,300			
	111	302,600	347,700			
	112	302,900	348,200			
	113	303,300	348,700			
	114	303,600	349,100			
	115	303,900	349,600			
	116	304,200	350,000			
	117	304,500	350,500			
	118	304,900	350,900			
	119	305,200	351,400			
	120	305,600	351,800			
	121	305,900	352,200			
		221,600	263,900	289,400	328,700	357,200

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の区 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員以外の職員	1	246,900	333,500	400,200	477,200
	2	249,400	336,500	403,100	479,500
	3	251,900	339,400	406,100	481,800
	4	254,400	342,500	409,000	484,100
	5	257,000	345,400	411,900	486,500
	6	260,800	348,800	414,700	488,700
	7	264,700	352,000	417,500	490,900

再任用職員	97	299,700	342,800	398,000	472,200
	85		486,400	544,700	
	86		487,000	545,600	
	87		487,500	546,500	
	88		488,100	547,400	
	89		488,500	548,200	
	90		489,100		
	91		489,700		
	92		490,200		
	93		490,700		
	94		491,300		
	95		491,900		
	96		492,500		
			493,000		

4 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の等級	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	1	148,800	187,900	223,800	251,300	283,900	333,000	379,700
	2	150,200	189,500	225,300	252,700	286,000	335,100	382,400
	3	151,600	191,200	226,700	254,000	288,100	337,300	385,100
	4	153,000	192,900	228,200	255,400	290,400	339,400	387,800
	5	154,300	194,200	229,800	256,500	292,700	341,700	390,400
	6	156,100	195,800	231,400	257,900	294,800	343,900	393,100
	7	158,000	197,400	232,900	259,300	297,000	346,000	395,700
	8	159,700	198,900	234,400	260,700	299,200	348,200	398,400
	9	161,400	200,500	235,900	261,900	301,300	350,300	400,500
	10	163,100	202,200	237,600	263,300	303,500	352,400	402,800
	11	164,800	203,900	238,900	264,600	305,800	354,400	404,900
	12	166,600	205,600	240,300	265,800	308,100	356,500	407,100
	13	168,100	207,200	241,900	267,200	310,300	358,700	409,400
	14	170,000	208,800	243,300	268,600	312,400	360,800	411,400
	15	172,000	210,400	244,700	270,100	314,600	362,700	413,400
	16	173,900	211,900	246,100	271,700	316,800	364,800	415,600
	17	175,900	213,400	247,300	273,200	318,800	366,800	417,600
18	177,800	215,100	248,600	274,900	320,900	368,900	419,600	
19	179,700	216,800	250,000	276,500	323,000	370,800	421,600	
20	181,500	218,500	251,100	278,400	325,200	372,900	423,600	
21	183,600	219,800	252,200	280,100	327,300	374,800	425,400	
22	185,100	221,400	253,600	282,000	329,200	376,900	427,000	
23	186,600	222,700	254,700	283,900	331,200	379,000	428,600	
24	188,100	224,300	256,000	285,800	333,200	381,100	430,200	
25	189,800	225,600	257,100	287,700	335,200	382,700	431,700	
26	191,300	227,100	258,700	289,600	337,200	384,500	433,000	
27	192,800	228,600	260,100	291,400	339,200	386,300	434,300	
28	194,200	230,000	261,800	293,300	341,300	388,000	435,700	
29	195,800	231,400	263,300	295,400	343,300	389,900	437,000	
30	197,100	232,800	265,000	297,300	345,100	391,400	438,300	
31	198,500	234,300	266,600	299,200	346,900	393,100	439,600	
32	199,800	235,700	268,300	301,000	348,600	394,700	440,700	

33	201,300	237,200	270,000	302,800	350,400	396,100	441,900
34	202,700	238,600	271,800	304,600	352,300	397,300	443,200
35	204,000	239,700	273,600	306,400	354,200	398,600	444,400
36	205,400	241,100	275,400	308,100	356,100	399,900	445,700
37	206,700	242,400	277,100	309,700	358,000	401,000	446,900
38	208,100	243,800	278,800	311,400	359,600	402,200	447,600
39	209,500	245,000	280,500	313,200	361,300	403,400	448,200
40	210,800	246,400	282,200	315,000	363,000	404,600	448,900
41	212,100	247,700	283,900	316,500	364,300	405,400	449,400
42	213,300	249,000	285,600	318,200	365,500	406,200	449,800
43	214,500	250,200	287,300	319,800	366,700	407,000	450,200
44	215,700	251,400	289,000	321,300	367,800	407,700	450,600
45	216,900	252,600	290,700	322,700	369,000	408,200	451,000
46	218,000	254,100	292,400	324,300	369,900	408,900	451,400
47	219,000	255,500	294,100	325,900	371,100	409,300	451,800
48	220,200	257,100	295,800	327,400	372,200	409,800	452,100
49	221,300	258,800	297,300	329,000	373,200	410,200	452,400
50	222,200	260,200	298,900	330,300	374,200	410,500	452,900
51	223,100	261,600	300,500	331,500	375,100	410,800	453,200
52	224,000	263,000	302,000	332,700	376,100	411,200	453,500
53	224,700	264,200	303,400	333,800	376,900	411,500	453,800
54	225,700	265,600	304,900	334,800	377,800	411,800	
55	226,600	267,000	306,400	335,800	378,700	412,100	
56	227,500	268,300	307,900	336,700	379,600	412,400	
57	228,400	269,600	309,400	337,500	380,200	412,700	
58	229,300	270,900	310,800	338,300	381,000	413,000	
59	230,100	272,200	312,000	339,100	381,800	413,300	
60	231,000	273,400	313,400	340,000	382,600	413,700	
61	231,800	274,500	314,700	340,700	383,000	413,900	
62	232,800	275,800	316,000	341,100	383,700	414,200	
63	233,800	277,100	317,300	341,800	384,400	414,500	
64	234,800	278,300	318,700	342,500	385,100	414,800	
65	235,600	279,500	320,000	343,100	385,600	414,900	
66	236,400	280,600	320,800	343,800	386,300	415,400	
67	237,300	281,700	321,600	344,500	387,000	415,700	
68	238,200	282,800	322,400	345,200	387,700	416,000	
69	238,800	284,000	323,100	345,900	388,100	416,200	
70	239,500	285,100	323,800	346,500	388,600	416,500	

71	240,200	286,200	324,500	347,100	389,100	416,800
72	241,000	287,300	325,100	347,700	389,600	417,100
73	241,700	288,200	325,800	348,000	390,100	417,200
74	242,500	288,900	326,100	348,600	390,700	417,500
75	243,300	289,600	326,600	349,200	391,200	418,200
76	244,100	290,400	327,300	349,800	391,900	418,900
77	244,700	291,200	327,900	350,200	392,400	419,100
78	245,300	291,800	328,400	350,700	392,900	419,800
79	245,900	292,400	328,900	351,200	393,400	420,500
80	246,500	293,000	329,400	351,600	393,900	421,200
81	247,000	293,600	330,000	352,000	394,200	421,700
82	247,400	294,100	330,500	352,400	394,700	422,400
83	247,800	294,600	331,000	352,600	395,100	423,000
84	248,200	295,100	331,500	352,900	395,500	423,700
85	248,600	295,300	331,900	353,400	396,000	424,200
86		295,600	332,300	353,800	396,500	
87		295,800	332,600	354,200	396,900	
88		296,100	333,000	354,600	397,300	
89		296,300	333,300	355,000	397,600	
90		296,500	333,700	355,300	398,100	
91		296,700	334,100	355,500	398,500	
92		296,900	334,600	355,800	398,900	
93		297,300	335,100	356,200	399,400	
94		297,500	335,200	356,500	399,900	
95		297,700	335,500	356,800	400,300	
96		298,000	335,800	357,100	400,700	
97		298,300	336,000	357,500	401,100	
98		298,600	336,300	357,900	401,600	
99		298,900	336,600	358,300	402,000	
100		299,200	336,900	358,700	402,400	
101		299,500	337,000	359,200	402,800	
102		299,800	337,400	359,600		
103		300,100	337,800	360,000		
104		300,400	338,000	360,400		
105		300,600	338,100	360,900		
106			338,500			
107			338,900			
108			339,200			

23	202,800	230,000	266,700	291,800	330,800	383,200	432,600
24	205,000	231,700	267,800	293,400	332,400	385,300	434,500
25	207,200	233,100	269,100	294,800	334,000	387,500	436,200
26	208,500	234,800	270,600	296,600	335,500	389,200	437,900
27	209,900	236,500	272,000	298,400	337,100	391,000	439,600
28	211,200	238,200	273,400	300,200	338,700	392,900	441,200
29	212,300	240,000	274,800	301,700	340,100	394,800	442,400
30	213,600	241,500	276,400	303,400	341,600	396,600	444,000
31	214,900	242,800	278,000	305,100	343,100	398,500	445,400
32	216,200	244,200	279,600	306,700	344,800	400,400	447,000
33	217,400	245,300	281,200	308,200	346,300	402,100	448,600
34	218,700	246,300	282,700	309,800	347,900	403,900	450,200
35	220,100	247,200	284,200	311,400	349,500	405,700	451,800
36	221,400	248,500	285,600	313,100	351,100	407,600	453,300
37	222,900	249,600	287,100	314,700	352,800	409,100	454,500
38	224,300	250,700	288,500	316,300	354,400	410,800	455,800
39	225,700	251,700	290,000	317,900	356,000	412,600	457,100
40	227,200	252,700	291,500	319,500	357,600	414,400	458,600
41	228,400	253,500	293,000	321,100	358,900	416,000	459,600
42	229,800	254,500	294,600	322,600	360,400	417,600	460,300
43	231,200	255,400	296,200	324,100	361,900	419,200	461,200
44	232,500	256,400	297,800	325,600	363,400	420,500	461,800
45	233,800	257,400	299,200	326,600	364,900	421,700	462,700
46	235,200	258,400	300,700	328,100	366,100	422,800	463,400
47	236,500	259,400	302,200	329,600	367,600	423,800	464,200
48	237,900	260,500	303,700	331,000	369,000	425,100	465,100
49	238,900	261,600	305,100	332,300	370,400	426,400	465,800
50	240,000	263,000	306,400	333,700	371,800	427,500	466,500
51	241,000	264,200	307,800	335,000	373,200	428,800	467,200
52	242,100	265,600	309,200	336,400	374,700	429,900	468,100
53	243,200	266,800	310,700	337,900	376,100	431,100	468,900
54	244,400	268,400	312,000	339,300	377,300	432,200	469,700
55	245,400	270,000	313,300	340,700	378,500	433,300	470,400
56	246,400	271,600	314,700	342,100	379,700	434,400	471,100
57	247,400	273,100	315,900	343,000	380,800	435,500	472,000
58	248,400	274,700	317,300	344,300	381,800	436,100	
59	249,200	276,200	318,700	345,500	382,800	436,700	
60	250,200	277,800	320,100	346,800	383,800	437,100	

61	251,300	279,400	321,300	348,000	384,500	437,700
62	252,300	280,900	322,600	349,000	385,300	438,200
63	253,200	282,400	323,900	350,300	386,000	438,600
64	254,400	283,900	325,200	351,500	386,800	439,100
65	255,300	285,400	326,600	352,700	387,500	439,800
66	256,500	286,900	327,900	353,900	388,200	440,200
67	257,800	288,400	329,200	355,100	388,800	440,500
68	258,800	289,900	330,500	356,200	389,600	440,800
69	259,700	291,200	331,300	357,200	390,500	441,200
70	261,000	292,700	332,400	358,300	391,100	441,600
71	262,200	294,200	333,500	359,400	391,800	442,100
72	263,600	295,700	334,500	360,500	392,500	442,800
73	264,800	296,900	335,700	361,500	393,200	443,400
74	266,100	298,300	336,500	362,600	393,700	444,100
75	267,400	299,700	337,600	363,700	394,300	444,700
76	268,700	301,100	338,800	364,800	394,800	445,300
77	269,700	302,600	339,900	365,500	395,200	445,900
78	270,900	303,900	341,100	366,300	395,800	
79	272,200	305,200	342,300	367,100	396,400	
80	273,500	306,400	343,500	367,900	396,700	
81	274,500	307,400	344,700	368,500	397,000	
82	275,600	308,600	345,800	369,000	397,500	
83	276,600	309,700	346,900	369,400	397,900	
84	277,700	311,000	348,000	369,900	398,200	
85	278,600	312,100	348,900	370,600	398,500	
86	279,700	313,300	349,900	371,100	399,000	
87	280,700	314,500	350,700	371,700	399,500	
88	281,800	315,800	351,800	372,300	400,000	
89	282,900	317,100	353,000	372,600	400,300	
90	283,900	318,300	353,700	373,100	400,700	
91	284,900	319,500	354,500	373,700	401,200	
92	285,900	320,700	355,300	374,200	401,600	
93	286,800	321,600	356,000	374,500	402,000	
94	287,800	322,300	356,600	374,900	402,400	
95	288,800	323,000	357,200	375,300	402,900	
96	289,900	323,600	357,800	375,800	403,300	
97	290,900	324,200	358,200	376,400	403,800	

98	291,700	324,600	358,700	376,900	404,200
99	292,400	325,300	359,200	377,400	404,700
100	293,300	326,000	359,600	377,900	405,100
101	294,000	326,400	360,100	378,500	405,500
102	294,800	327,000	360,600	379,000	
103	295,600	327,600	361,100	379,500	
104	296,400	328,200	361,500	379,900	
105	297,200	328,700	361,800	380,500	
106	297,700	329,200	362,300	381,000	
107	298,200	329,700	362,700	381,500	
108	298,700	330,200	363,000	382,100	
109	298,900	330,400	363,500	382,700	
110	299,300	330,800	364,000	383,200	
111	299,500	331,200	364,500	383,700	
112	299,900	331,600	365,000	384,200	
113	300,100	332,000	365,500	384,800	
114	300,400	332,400	366,000		
115	300,800	332,800	366,500		
116	301,100	333,100	366,900		
117	301,400	333,300	367,400		
118	301,700	333,700	367,900		
119	302,000	334,000	368,400		
120	302,400	334,200	368,900		
121	302,700	334,400	369,300		
122	303,100	334,700	369,800		
123	303,500	335,000	370,300		
124	303,800	335,300	370,800		
125	304,000	335,600	371,100		
126	304,300	335,900			
127	304,700	336,300			
128	305,000	336,600			
129	305,100	336,700			
130	305,500	337,000			
131	305,900	337,300			
132	306,300	337,600			
133	306,500	337,900			
134	306,900	338,300			
135	307,200	338,700			

	136	307,500	339,100					
	137	307,700	339,400					
	138	308,000	339,800					
	139	308,400	340,200					
	140	308,700	340,600					
	141	308,900	340,900					
	142	309,300	341,300					
	143	309,700	341,600					
	144	310,000	342,000					
	145	310,100	342,400					
	146	310,400	342,800					
	147	310,800	343,200					
	148	311,200	343,600					
	149	311,300	343,900					
	150	311,600	344,300					
	151	311,900	344,700					
	152	312,200	345,100					
	153	312,500	345,400					
	154	312,800						
	155	313,000						
	156	313,300						
	157	313,700						
	158	314,000						
	159	314,300						
	160	314,600						
	161	315,000						
	162	315,300						
	163	315,600						
	164	315,900						
	165	316,300						
	166	316,600						
	167	316,900						
	168	317,200						
	169	317,600						
再任 用職 員		240,400	261,200	268,600	279,100	295,800	334,100	379,700

別表第五の次に次の七表を加える。
別表第六（第三条の二関係）
行政職給料表等級別基準職務表

八級	一 本庁又は委員会等の事務局の重要な業務を所掌する部次長又は局次長の職務
七級	一 本庁又は委員会等の事務局の部次長又は局次長の職務 二 困難な業務を所掌する本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 三 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 四 規模の大きい出先機関の次長又は困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長若しくは室長の職務
六級	一 本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 二 主幹の職務 三 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の副課長の職務 四 出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 五 規模の大きい出先機関の部長又は室長の職務 六 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長又は副室長の職務
五級	一 本庁又は委員会等の事務局の副課長の職務 二 困難な業務を行う主任主査の職務 三 出先機関の次長又は困難な業務を行う出先機関の課長の職務 四 規模の大きい出先機関の副部長又は副室長の職務
四級	一 主任主査の職務 二 困難な業務を行う主査の職務 三 出先機関の課長の職務
三級	一 主査の職務 二 困難な業務を行う副主査の職務
二級	一 副主査の職務 二 高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
一級	主事又は技師の職務
職務の級	基準となる職務

別表第七（第三条の二関係）

公安職給料表等級別基準職務表

十級	本庁の重要な業務を所掌する部長の職務
九級	一 本庁の部長又は局長の職務 二 会計管理者の職務 三 委員会等の事務局の長の職務 四 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の長の職務
八級	一 警察本部の参事官の職務 二 困難な業務を所掌する警察本部の課長の職務
七級	一 警察本部の課長、隊長又は調査官の職務 二 警察署の署長の職務 三 警察署の副署長の職務
六級	一 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 二 困難な業務を行う警察署の課長の職務
五級	一 警察本部の課長補佐の職務 二 警察署の課長の職務 三 困難な業務を行う係長の職務
四級	一 係長の職務 二 困難な業務を行う主任の職務
三級	一 主任の職務 二 困難な業務を行う巡査長の職務
二級	一 巡査長の職務 二 高度の知識又は経験を必要とする巡査の職務
一級	巡査の職務
職務の級	基準となる職務

職務の級	別表第九 (第三条の二関係) 研究職給料表等級別基準職務表	別表第八 (第三条の二関係) 教育職給料表等級別基準職務表
十級	一 高等学校の校長の職務 二 特別支援学校の校長の職務	三 規模の大きい警察署の署長の職務
九級	一 高等学校の副校長又は教頭の職務 二 中学校の教頭の職務 三 特別支援学校の教頭の職務	一 警察本部の部長の職務 二 重要な業務を所掌する警察本部の参事官の職務 三 特に規模の大きい警察署の署長の職務
八級	一 高等学校の校長の職務 二 特別支援学校の校長の職務	人事委員会が定める警察本部の部長の職務
七級	一 高等学校の副校長又は教頭の職務 二 中学校の教頭の職務 三 特別支援学校の教頭の職務	
六級	一 高等学校の校長の職務 二 特別支援学校の校長の職務	
五級	一 高等学校の副校長又は教頭の職務 二 中学校の教頭の職務 三 特別支援学校の教頭の職務	
四級	一 高等学校の校長の職務 二 特別支援学校の校長の職務	
三級	一 高等学校の副校長又は教頭の職務 二 中学校の教頭の職務 三 特別支援学校の教頭の職務	
二級	一 高等学校の校長の職務又は養護教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 二 中学校の教諭又は養護教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 三 特別支援学校の教諭又は養護教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) の職務	一 高等学校の養護教諭 (任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務 二 中学校の養護教諭 (任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭又は養護助教諭の職務 三 特別支援学校の養護教諭 (任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
一級	一 高等学校の養護教諭 (任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務 二 中学校の養護教諭 (任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭又は養護助教諭の職務 三 特別支援学校の養護教諭 (任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	一 高等学校の養護教諭 (任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務 二 中学校の養護教諭 (任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭又は養護助教諭の職務 三 特別支援学校の養護教諭 (任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
職務の級	基準となる職務	基準となる職務

職務の級	別表第十 (第三条の二関係) 医療職給料表 (一) 等級別基準職務表	別表第十一 (第三条の二関係) 医療職給料表 (二) 等級別基準職務表
一級	研究員の職務	一 主任研究員の職務 二 副主任研究員の職務
二級	一 主任研究員の職務 二 副主任研究員の職務	一 試験研究機関の部長の職務 二 専門研究員の職務 三 試験研究機関の科長の職務 四 困難な研究を行う主任研究員の職務
三級	一 試験研究機関の部長の職務 二 専門研究員の職務 三 試験研究機関の科長の職務 四 困難な研究を行う主任研究員の職務	一 試験研究機関の部長の職務 二 試験研究機関の科長の職務 三 試験研究機関の科長の職務 四 困難な研究を行う主任研究員の職務
四級	一 試験研究機関の部長の職務 二 試験研究機関の科長の職務 三 試験研究機関の科長の職務 四 困難な研究を行う主任研究員の職務	一 試験研究機関の部長の職務 二 試験研究機関の科長の職務 三 試験研究機関の科長の職務 四 困難な研究を行う主任研究員の職務
五級	一 試験研究機関の部長の職務 二 試験研究機関の科長の職務 三 試験研究機関の科長の職務 四 困難な研究を行う主任研究員の職務	一 試験研究機関の部長の職務 二 試験研究機関の科長の職務 三 試験研究機関の科長の職務 四 困難な研究を行う主任研究員の職務
職務の級	基準となる職務	基準となる職務

一級	教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務
二級	一 困難な業務を行う教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務 二 獣医技師又は薬剤技師の職務
三級	副教務主任、副主任栄養技師、副主任獣医技師、副主任薬剤技師、副主任医療技師又は副主任放射線技師の職務
四級	教務主任、主任栄養技師、主任獣医技師、主任薬剤技師、主任医療技師又は主任放射線技師の職務
五級	一 出先機関の次長又は副所長の職務 二 規模の大きい出先機関の副部長の職務 三 出先機関の課長又は学科長の職務 四 専門教務主任、専門栄養技師、専門獣医技師、専門薬剤技師、専門医療技師又は専門放射線技師の職務
六級	一 出先機関の長の職務 二 規模の大きい出先機関の部長の職務 三 主任専門獣医技師、主任専門薬剤技師、主任専門医療技師又は主任専門放射線技師の職務 四 困難な業務を所掌する出先機関の次長又は副所長の職務 五 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長の職務
七級	一 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 二 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長の職務

別表第十二(第三条の二関係)
医療職給料表(三)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	准看護技師の職務
二級	保健技師、助産技師、看護技師又は教務の職務
三級	一 主任保健技師、主任助産技師、主任看護技師又は教務主任の職務 二 副主任保健技師、副主任助産技師、副主任看護技師又は副教務主任

四級	困難な業務を行う主任保健技師、主任助産技師、主任看護技師又は教務主任の職務
五級	一 出先機関の部長の職務 二 規模の大きい出先機関の副部長又は出張所の長の職務 三 出先機関の課長又は学科長の職務 四 専門保健技師、専門助産技師、専門看護技師又は専門教務主任の職務
六級	一 規模の大きい出先機関の部長の職務 二 主幹の職務 三 困難な業務を所掌する出先機関の部長の職務 四 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長又は出張所の長の職務 五 困難な業務を行う出先機関の課長又は学科長の職務 六 困難な業務を行う専門保健技師、専門助産技師、専門看護技師又は専門教務主任の職務
七級	困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長の職務

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第三条の二第一項及び第三項の改正規定、第七条の三第一項第二号の改正規定、第十条第二項第二号の改正規定並びに別表第五の次に七表を加える改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この条例(第七条の三第一項第一号の改正規定、附則第六項の改正規定及び別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)による改正後の職員の給与に関する条例の規定は平成二十七年四月一日から、この条例(第十七条の四第二項第一号及び第二号の改正規定並びに附則第十一項の改正規定に限る。)による改正後の職員の給与に関する条例の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。(給与の内払)
- この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。(平成二十七年十二月期に支給する勤勉手当の特例)
- 職員の給与に関する条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成二十七年

十二月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の条例第十七条の四第二項第一号の規定の適用については同号中「百分の八十（特定幹部職員にあつては、百分の百）」とあるのは「百分の八十五（特定幹部職員にあつては、百分の百五）」とし、同項第二号の規定の適用については同号中「百分の三十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の四十七・五）」とあるのは「百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）」とし、改正後の条例附則第十一項の規定の適用については同項中「百分の〇・七二（特定幹部職員にあつては百分の〇・九）」とあるのは「百分の〇・七六五（特定幹部職員にあつては百分の〇・九四五）」と、「百分の八十（特定幹部職員にあつては百分の百）」とあるのは「百分の八十五（特定幹部職員にあつては百分の百五）」とする。

（人事委員会規則への委任）

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人 事 課）

福島県条例第三号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十一」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十」に改める。

附則に次の一項を加える。

11 平成二十七年十二月に支給する期末手当に関する第五条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百六十二・五」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第十一項の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（人 事 課）

福島県条例第四号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号）の

一部を次のように改正する。
 第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。
 第五条第一項の表を次のように改める。

号	給 料 月 額
一	四〇四、〇〇〇円
二	四六六、〇〇〇円
三	五二九、〇〇〇円
四	六二一、〇〇〇円
五	七二一、〇〇〇円
六	八二一、〇〇〇円

第五条第二項の表を次のように改める。

号	給 料 月 額
一	三三六、〇〇〇円
二	三七三、〇〇〇円
三	四〇二、〇〇〇円

3 第五条第三項を次のように改める。
 任命権者は、第一号任期付研究員の号給を、その者の専門的な知識経験等の度並びにその者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて決定するものとし、その号給の決定の基準となる職務の内容は、次の表に定めるとおりとする。

号 給	基 準 と な る 職 務
一	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

<p>二 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務</p>	<p>三 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務</p>	<p>四 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務</p>	<p>五 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務</p>	<p>六 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務</p>	<p>第五条第六項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第四項」を「第五項」に、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第七項とする。</p> <p>第五条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。</p> <p>第五条第三項の次に次の一項を加える。</p> <p>4 任命権者は、第二号任期付研究員の号給を、その者の専門的な知識経験等の度並びにその者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて決定するものとし、その号給の決定の基準となる職務の内容は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">号給</td> <td>基準となる職務</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当</td> </tr> </table>	号給	基準となる職務	一	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当
号給	基準となる職務								
一	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当								

<p>二 該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務</p>	<p>博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務</p>	<p>三 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務</p>
-----------------------------------	--	--

第六条第二項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。
附則に次の一項を加える。

4 平成二十七年十二月に支給する期末手当に関する第六条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百六十」とする。

附則

1 (施行期日等)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び第五条の改正規定（同条第一項及び第二項の改正規定を除く。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例（第五条第一項及び第二項の改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は平成二十七年四月一日から、この条例（附則に一項を加える改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

3 (給与の内払)
この条例による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人事課)

福島県条例第五号

一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員等の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）の一

部を次のように改正する。
 第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。
 第八条第一項の表を次のように改める。

号	給 給 料 月 額
一	三八一、〇〇〇円
二	四三一、〇〇〇円
三	四八四、〇〇〇円
四	五四七、〇〇〇円
五	六二四、〇〇〇円
六	七二九、〇〇〇円
七	八五三、〇〇〇円

2 第八条第二項を次のように改める。
 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その号給の決定の基準となる職務の内容は、次の表に定めるとおりとする。

号 給	基 準 と な る 職 務
一	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
二	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
三	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
四	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務

5 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難かつ重要な職務

6 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ重要な職務

7 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ特に重要な職務

第九条第二項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。
 附則に次の一項を加える。

5 平成二十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置
 (平成二十七年十二月に支給する期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百六十」とする。

附 則

1 (施行期日等)
 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第八条第二項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例(第八条第一項の改正規定に限る。)による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は平成二十七年四月一日から、この条例(附則に一項を加える改正規定に限る。)による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

3 この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合には、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

4 (人事委員会規則への委任)
 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人 事 課)

福島県条例第六号

福島県特定原子力施設地域振興基金条例

(設置)

第一条 本県の経済社会若しくは住民の生活への原子力発電所事故(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。)による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために行う事業(地域の振興に係るものを含む。)に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法

律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県特定原子力施設地域振興基金(以下「基金」という。)を設置する。
(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の管理及び運用から生じた収益の額は、これを基金に編入するものとする。

(運用益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理及び運用から生ずる収益並びに基金の管理及び運用に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(エネルギー課)

福島県条例第七号

福島県地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例

福島県地球温暖化対策等推進基金条例(平成二十一年福島県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年五月三十一日」を「平成三十四年五月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境共生課)

福島県条例第八号

福島県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第一条 国民健康保険財政の安定化に資する事業に要する資金を管理するため、地方自治法(昭和二十四年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。
(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分の制限)

2 この条例の施行の日から持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第一条本文に規定する施行の日の前日までの間、基金(第五条の規定により編入された収入を含む。)は、その全部又は一部を処分してはならないものとする。

(国民健康保険課)

福島県条例第九号

福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金条例

(設置)

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の被災事業者の事業再開等及び住民の帰還促進に資する事業に要す

る資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。
（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

（運用純益金の処理）

第五条 基金の管理及び運用から生じた収益の額が基金の管理及び運用に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

（運用益金等を計上すべき予算）

第六条 基金の管理及び運用から生ずる収益並びに基金の管理及び運用に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（経営金融課）

福島県条例第十号

福島県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

福島県緊急雇用創出基金条例（平成二十一年福島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年六月三十日」を「平成二十九年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（雇用労政課）

福島県条例第十一号

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「別表」を「別表第一」に改める。

第四条の二第一項中「標準的な」を削り、「福島県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める」を「次に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として福島県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改め、同項に次の二号を加える。

一 高等学校教育職給料表等級別基準職務表（別表第二）

二 小学校・中学校教育職給料表等級別基準職務表（別表第三）

第四条の二第二項中「人事委員会」を「福島県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改め、同条第三項中「福島県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）」を「第一項に規定する等級別基準職務表及び人事委員会規則」に改める。別表を次のように改める。

別表第一（第4条関係）

教育職給料表

7 高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
再任用 学校職 員以外 の職員	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	157,800	203,400	336,600	428,000
2	159,300	205,100	338,900	429,800
3	160,800	206,900	341,200	431,600
4	162,300	208,600	343,600	433,400
5	164,100	210,500	345,800	435,000
6	166,000	212,200	348,100	436,600
7	167,900	213,900	350,400	438,500
8	169,700	215,600	352,700	440,400
9	171,600	217,400	354,800	442,000
10	173,700	219,300	357,000	443,900
11	175,900	221,200	359,200	445,800
12	177,900	223,100	361,500	447,700
13	180,100	224,800	363,600	449,400
14	182,300	226,800	365,600	451,300
15	184,600	228,800	367,700	453,200
16	186,800	230,800	369,800	455,100

17	189,300	232,800	371,700	456,700	56	256,400	328,800	438,600	498,800
18	191,900	235,500	373,700	458,600	57	257,800	331,100	439,900	499,400
19	194,500	238,200	375,700	460,400	58	259,100	333,200	441,400	500,100
20	197,000	241,000	377,800	462,300	59	260,200	335,400	442,900	500,800
21	199,600	243,700	379,700	464,000	60	261,600	337,600	444,200	501,500
22	201,300	246,600	381,600	465,800	61	262,900	339,700	445,400	502,200
23	203,000	249,600	383,500	467,600	62	264,200	341,900	446,700	
24	204,700	252,500	385,400	469,400	63	265,600	344,100	448,100	
25	206,500	255,200	387,400	471,000	64	266,900	346,300	449,300	
26	208,200	257,900	389,300	472,700	65	268,300	348,400	450,500	
27	209,900	260,500	391,200	474,300	66	269,900	350,600	451,700	
28	211,600	262,900	393,100	476,000	67	271,500	352,800	452,900	
29	213,300	265,500	394,900	477,500	68	273,200	355,000	454,200	
30	215,000	268,000	396,900	478,900	69	274,800	356,900	455,300	
31	216,700	270,200	398,900	480,200	70	276,300	359,000	456,500	
32	218,500	272,500	400,900	481,600	71	277,700	361,100	457,800	
33	220,000	274,800	402,800	482,700	72	279,200	363,100	459,000	
34	221,800	277,000	404,400	483,400	73	280,400	365,300	460,100	
35	223,600	279,300	406,100	484,100	74	281,800	367,300	460,800	
36	225,400	281,500	407,800	484,900	75	283,200	369,300	461,300	
37	227,200	283,700	409,100	485,500	76	284,600	371,300	461,800	
38	229,000	285,800	410,600	486,200	77	286,000	373,100	462,300	
39	230,800	288,000	412,100	486,900	78	287,200	374,800	462,900	
40	232,600	290,000	413,700	487,600	79	288,400	376,500	463,400	
41	234,500	292,100	415,300	488,300	80	289,700	378,200	463,900	
42	236,200	294,600	416,700	489,000	81	290,900	379,800	464,500	
43	237,900	297,000	418,100	489,700	82	292,100	381,300	465,100	
44	239,500	299,500	419,700	490,400	83	293,400	382,800	465,600	
45	241,200	301,800	421,300	491,000	84	294,700	384,400	466,100	
46	242,600	304,300	422,600	491,800	85	295,800	385,400	466,600	
47	244,000	306,900	424,200	492,500	86	297,000	386,900	467,200	
48	245,300	309,600	425,900	493,200	87	298,200	388,300	467,800	
49	246,800	312,100	427,500	493,800	88	299,400	389,700	468,300	
50	248,200	314,600	428,900	494,500	89	300,500	391,000	468,800	
51	249,500	317,100	430,500	495,300	90	301,700	392,300	469,400	
52	251,100	319,600	432,200	496,000	91	302,900	393,600	470,100	
53	252,400	322,200	433,900	496,600	92	304,100	394,900	471,100	
54	253,800	324,400	435,300	497,300	93	305,100	396,200	471,700	
55	255,200	326,500	436,900	498,000					

94	306,200	397,400	472,700
95	307,400	398,700	473,700
96	308,600	400,100	474,700
97	309,600	401,300	475,400
98	310,700	402,400	
99	311,800	403,500	
100	312,900	404,600	
101	313,900	405,400	
102	315,000	406,400	
103	316,100	407,500	
104	317,100	408,600	
105	317,700	409,300	
106	318,600	410,300	
107	319,500	411,200	
108	320,500	412,200	
109	321,300	413,000	
110	321,700	413,900	
111	322,200	414,700	
112	322,700	415,500	
113	323,300	416,000	
114	323,700	416,800	
115	324,200	417,500	
116	324,700	418,200	
117	325,100	418,700	
118	325,600	419,200	
119	326,100	419,700	
120	326,600	420,100	
121	326,900	420,500	
122	327,300	420,800	
123	327,800	421,100	
124	328,400	421,300	
125	328,700	421,500	
126	329,100	421,800	
127	329,400	422,100	
128	329,800	422,300	
129	329,900	422,500	
130	330,300	422,800	
131	330,700	423,200	
132	331,100	423,400	

再任用 学校職 員	133	331,200	423,700		
	134	331,400	423,900		
	135	331,700	424,200		
	136	332,000	424,400		
	137	332,200	424,600		
	138	332,400	424,900		
	139	332,700	425,200		
	140	333,000	425,400		
	141	333,100	425,600		
	142	333,400	425,900		
	143	333,700	426,200		
	144	334,000	426,500		
	145	334,200	426,700		
	146	334,400	427,000		
	147	334,700	427,300		
	148	335,000	427,500		
	149	335,300	427,700		
	150	335,500	428,000		
	151	335,800	428,300		
	152	336,100	428,600		
	153	336,300	429,000		
再任用 学校職 員		239,700	281,100	339,500	426,200

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

イ 小学校・中学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級				
	号	1 級	2 級	3 級	4 級
再任用 学校職 員以外 の職員	1	円 157,800	円 174,300	円 293,100	円 416,000
	2	円 159,300	円 176,400	円 296,200	円 417,500
	3	円 160,800	円 178,500	円 299,300	円 419,000
	4	円 162,300	円 180,700	円 302,400	円 420,600

5	164,100	183,000	305,100	422,100	44	238,300	272,500	386,500	465,100
6	166,000	185,200	308,100	423,600	45	240,000	274,800	388,100	465,900
7	167,900	187,400	310,900	425,100	46	241,600	277,000	389,700	466,600
8	169,700	189,600	313,500	426,700	47	243,000	279,300	391,400	467,300
9	171,600	192,000	315,500	428,100	48	244,300	281,500	392,900	468,000
10	173,700	194,800	318,300	429,500	49	245,800	283,700	394,200	468,800
11	175,900	197,500	321,200	430,900	50	247,300	285,800	395,700	469,500
12	177,900	200,300	323,900	432,300	51	248,700	288,000	397,200	470,200
13	180,100	203,400	326,500	433,500	52	250,000	290,000	398,700	470,900
14	182,300	205,100	328,700	434,800	53	251,200	292,100	399,900	471,500
15	184,600	206,900	330,900	436,200	54	252,500	294,600	401,200	472,200
16	186,800	208,600	333,300	437,600	55	253,700	297,000	402,400	472,900
17	189,300	210,500	335,400	438,700	56	255,100	299,500	403,800	473,600
18	191,900	212,200	337,700	440,100	57	256,200	301,800	405,300	474,400
19	194,500	213,900	340,000	441,400	58	257,300	304,300	406,500	475,100
20	197,000	215,600	342,300	442,800	59	258,600	306,900	407,800	475,800
21	199,600	217,400	344,700	443,700	60	259,900	309,600	409,100	476,500
22	201,300	219,300	347,000	445,100	61	261,200	312,100	410,300	477,200
23	203,000	221,200	349,300	446,500	62	262,700	314,600	411,300	477,900
24	204,700	223,100	351,600	447,900	63	264,000	317,100	412,800	478,600
25	206,400	224,800	353,600	449,100	64	265,000	319,600	414,100	479,300
26	208,000	226,800	355,500	450,400	65	266,000	322,200	415,300	479,900
27	209,600	228,800	357,400	451,600	66	267,600	324,400	416,500	480,500
28	211,100	230,800	359,400	452,900	67	269,200	326,500	417,700	481,100
29	212,900	232,800	361,200	454,100	68	270,900	328,800	418,800	481,700
30	214,600	235,500	363,100	454,900	69	272,400	331,100	419,800	482,300
31	216,300	238,200	364,900	455,300	70	273,900	333,200	421,100	482,900
32	218,000	241,000	366,800	456,300	71	275,300	335,400	422,300	483,500
33	219,300	243,700	368,500	457,300	72	276,800	337,600	423,500	484,100
34	221,000	246,600	370,300	458,000	73	277,900	339,700	424,200	484,700
35	222,700	249,600	372,000	458,700	74	279,200	341,900	425,000	485,300
36	224,400	252,500	373,900	459,300	75	280,500	344,100	425,700	485,900
37	225,900	255,200	375,700	460,100	76	281,900	346,300	426,200	486,500
38	227,600	257,900	377,200	460,800	77	283,200	348,000	426,500	487,100
39	229,300	260,500	378,700	461,500	78	284,400	349,800	426,900	487,700
40	231,000	262,900	380,300	462,200	79	285,600	351,600	427,400	488,300
41	232,900	265,500	382,000	462,900	80	286,800	353,400	427,800	488,900
42	234,700	268,000	383,500	463,600	81	288,000	355,000	428,100	489,500
43	236,500	270,200	385,000	464,300					

82	289,200	356,800	428,500	121	311,600	400,400
83	290,400	358,600	428,900	122	311,900	401,200
84	291,600	360,400	429,200	123	312,100	402,000
85	292,600	362,100	429,500	124	312,400	402,800
86	293,600	363,800	429,900	125	312,700	403,400
87	294,600	365,400	430,300	126		404,000
88	295,700	367,100	430,600	127		404,600
89	296,600	368,600	431,100	128		405,300
90	297,500	369,900	431,500	129		406,000
91	298,400	371,200	431,800	130		406,600
92	299,300	372,600	431,900	131		407,100
93	299,800	373,700	432,100	132		407,600
94	300,600	375,000	432,600	133		407,900
95	301,400	376,200	433,100	134		408,200
96	302,200	377,600	433,600	135		408,500
97	302,900	378,600	433,900	136		408,900
98	303,600	379,700	434,400	137		409,200
99	304,200	380,600	434,900	138		409,500
100	304,900	381,700	435,400	139		409,800
101	305,700	382,700	435,600	140		410,100
102	306,200	383,700	436,100	141		410,400
103	306,700	384,600	436,600	142		410,700
104	307,200	385,600	437,000	143		411,000
105	307,300	386,300	437,300	144		411,300
106	307,700	387,200	437,800	145		411,500
107	308,100	388,100	438,300	146		411,800
108	308,500	389,100	438,800	147		412,100
109	308,700	390,000	439,000	148		412,300
110	309,000	391,000	439,400	149		412,600
111	309,300	392,000	439,900	150		412,900
112	309,600	393,000	440,400	151		413,200
113	309,700	393,600	440,700	152		413,400
114	309,900	394,500		153		413,600
115	310,100	395,400		154		413,900
116	310,400	396,300		155		414,200
117	310,700	397,100		156		414,400
118	311,000	397,900		157		414,600
119	311,300	398,700		158		414,900
120	311,500	399,500				

再任用 学校職 員	165	230,400	277,800	331,900	414,700
	159		415,000		
	160		415,200		
	161		415,600		
	162		416,200		
	163		416,800		
	164		417,400		
			417,800		

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

別表第一の次に次の二表を加える。

別表第二（第四条の二関係）

高等学校教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	養護教諭（任用の期限を付さないものを除く。）、講師、助教諭、養護助教諭又は寄宿舎指導員の職務
二級	教諭、栄養教諭又は養護教諭（任用の期限を付さないものに限る。）の職務
三級	教頭の職務
四級	校長の職務

別表第三（第四条の二関係）

小学校・中学校教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	養護教諭（任用の期限を付さないものを除く。）、講師、助教諭又は養護助教諭の職務
二級	教諭、栄養教諭又は養護教諭（任用の期限を付さないものに限る。）

	の職務
三級	教頭の職務
四級	校長の職務

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条の二第一項から第三項までの改正規定及び別表第一の次に二表を加える改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この条例（第四条の二第一項から第三項までの改正規定及び別表第一の次に二表を加える改正規定を除く。）による改正後の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
- 改正後の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員 課）

福島県条例第十二号

福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例

福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例（平成二十七年福島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。
- この条例による改正前の福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条

例（昭和二十四年福島県条例第六十号。以下「旧条例」という。）の規定（改正前の条例附則第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づいて支給された給与は、改正後の条例附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例の規定（改正後の条例附則第三項において読み替えて適用する場合を含む。）による給与の内払とみなす。

（職員課）

福島県条例第十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「第十三条、第十五条（一）を」（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）、第十三条第一項及び第二項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）、第十五条（法第三十一条の二十三及び）に、「第二十二条第五号」を（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）、第二十二条第二項に改め、「第三十三条第四項」の下に、「第三十八条の四第一項」を加える。

第四条第一項第二号の表中「児童福祉施設をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第五条第二項を削り、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に、「同項」を「同項第一号」に改め、同項第二号中「次条各号」を「次項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十三条第一項の条例で定める時は、午前一時とする。

第五条に次の一項を加える。

3 接待飲食等営業及びまあじやん屋につき法第十三条第一項第二号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- 一 福島市のうち、本町（一番、二番、五番及び六番に限る。）、栄町（五番から十番までに限る。）、置賜町、大町（一番から四番まで及び七番から九番までに限る。）、新町（一番から五番までに限る。）、万世町（一番及び五番に限る。）及び陣場町（一番から四番まで、七番及び八番に限る。）の地域
- 二 郡山市のうち、駅前一丁目（一番から十一番まで及び十四番から十六番までに限る。）、駅前二丁目、大町一丁目及び中町（三番から十四番まで、十八番及び十九番に限る。）の地域
- 三 いわき市平のうち、字二丁目（市道塩・紺屋町線の北側の区域に限る。）、字三丁目（市道塩・紺屋町線の北側の区域に限る。）、字四丁目（市道塩・紺屋町線の北側の区域に限る。）、字五丁目（市道塩・紺屋町線の北側の区域であつて、市道新川町・大工町線の西側の区域に該当するものに限る。）、字大工町（東日本旅客鉄道株式会社常磐線（以下「常磐線」という。）の南側の区域であつて、市道新川町・大工町線の西側の区域に該当するものに限る。）、字白銀町（常磐線の南側の

区域に限る。）及び字田町（常磐線の南側の区域であつて、市道田町・三崎線及び同市道の起点の東端の点から北に直進し常磐線に至る線の東側の区域に該当するものに限る。）の地域

第五条の二を削る。

第六条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「同項第八号」を「同項第五号」に改め、同条第一号中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「第五条第一項各号」を「第五条第二項各号」に、「」まで」を「まで」に改め、同条第二号及び第三号中「第五条第一項各号」を「第五条第二項各号」に、「日出時から」を「午前六時後」に改め、同条第四号中「第五条第一項各号」を「第五条第二項各号」に改める。

第七条第一項中「（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、同項の表中「日没時から午後十時まで」を「午後六時から午後十時前」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改め、同表の備考一中「日出時から日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に改め、同表の備考二中「日没時から翌日の午前零時まで」を「午後六時から翌日の午前零時前」に改め、同表の備考三中「日出時」を「午前六時」に改める。

第九条第一項中「第二条第一項第七号」を「第一条第一項第四号」に、「同項第八号」を「同項第五号」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第十条を次のように改める。

（年少者の立入り制限）

第十条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業業者は、午後八時後の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。

2 前項の風俗営業業者は、次の各号に掲げる者を当該各号に掲げる時間に営業所に客として立ち入らせる場合には、保護者の同伴を求めなければならない。

- 一 十六歳未満の者 午後六時後午後八時前
- 二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。） 午後八時後午後十時前
- 三 第十九条の次に次の四条を加える。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定）

第十九条の二 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

- 一 第五条第三項各号に掲げる地域
- 二 第四条第一項第一号に掲げる地域以外の地域
- 三 次の表の上欄に掲げる施設の敷地が、同表の中欄に掲げる地域にある場合は、当該施設の敷地からそれぞれ同表の下欄に掲げる距離の範囲外にある地域

施設	設	地	域	距	離
児童福祉施設（児童な	一	商業施設		三十	メー
				ト	ル

病院 診療所	〇を深夜において入所させるための施設を有しないものを除く。		
	二 近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	五十メートル	
	三 一及び二に掲げる地域以外の地域	七十メートル	
	一 商業施設	二十メートル	
	二 近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	三十メートル	
	三 一及び二に掲げる地域以外の地域	五十メートル	

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第十九条の三 特定遊興飲食店営業は、午前五時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(深夜における飲食店営業等に関する騒音及び振動の規制)

第十九条の四 法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する法第十五条の条例で定める騒音の数値は、第七条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄の深夜の区分に掲げる数値とする。

2 法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する法第十五条の条例で定める振動の数値は、五十五デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第十九条の五 第八条の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。

第二十條の二 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、第五条第三項各号に掲げる地域とする。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第二十一条第一項の表一の項中「許可(以下)の下に「この表において単に」を加え、「第七条」を「第八条」に、「条において」を「表において単に」に、「未認定遊技機」を「この表において「未認定遊技機」に、「検定」を「この表において単に「検定」に、「特定未認定遊技機」を「この表において「特定未認定遊技機」に改め、同表二の項中「承認」を「単に「承認」に改め、同表三の項中「指定試験機関」を「単に「指定試験機関」に改め、「試験(以下)の下に「この条において」を、「下」の下に「この表において」を加え、同表四の項中「(以下)の下に「この条において」を加える。

第二十二條の表中第十二号の次に次のように加える。

— 第二十二條の表中第十二号の次に次のように加える。 —

十三 法第三十一条の二十二の許可の申請者

1 三月以内の期間を限って営む営業

2 その他の営業

十四 法第三十一条の二十三において準用する法第五条

第四項の規定に基づく許可証の再交付の申請者

十五 法第三十一条の二十三において準用する法第九条

第四項の規定に基づく許可証の書換えの申請者

十六 法第三十一条の二十三において準用する法第七条

第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請者

十七 法第三十一条の二十三において準用する法第七条

の第二項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる

法人の合併に係る承認の申請者

十八 法第三十一条の二十三において準用する法第七条

の第三項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる

法人の分割に係る承認の申請者

十九 法第三十一条の二十三において準用する法第九条

第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の

承認の申請者

二十 法第三十一条の二十三において準用する法第十条

の第二項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者

の認定の申請者

二十一 法第三十一条の二十三において準用する法第十

条の第二項の規定に基づく認定証の再交付の申請者

二十二 法第三十一条の二十三において準用する法第二

十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する

講習を受けようとする者

第二十二條の表備考に次のように加える。

五 第十三号の許可の申請者が県内において同時に他の同号の許可を受けようとする場合における当該他の同号の許可に係る手数料の額は、それぞれ同号の下欄に定める額から八千円を減じた額とする。

六 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所につき第十三号の許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ同号の下欄に定める額に六千八百円を加算した額とする。

七 第十六号の承認の申請者が県内において同時に他の同号の承認を受けようとする場合における当該他の同号の承認に係る手数料の額は、三千八百円とする。

八 第十七号の承認の申請者が県内において同時に他の同号の承認を受けようとする場合における当該他の同号の承認に係る手数料の額は、三千三百円とする。

— 第二十二條の表中第十二号の次に次のように加える。 —

- 九 第十八号の承認の申請者が県内において同時に他の同号の承認を受けようとする場合における当該他の同号の承認に係る手数料の額は、三千三百円とする。
- 十 第二十号の認定の申請者が県内において同時に他の同号の認定を受けようとする場合における当該他の同号の認定に係る手数料の額は、一万円とする。

附 則**(施行期日)**

- 1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、次項から第四項までの規定は、平成二十八年三月二十三日から施行する。
- (準備行為に係る手数料徴収の特例)
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十五号)附則第二一条第一項の規定により同項の許可(以下単に「許可」という。)の申請を行おうとする者から、手数料を徴収する。
- 3 前項の手数料の額は、三月以内の期限を限って営む営業の許可の申請に係るものにあつては一万四千円、その他の営業の許可の申請に係るものにあつては二万四千円とする。ただし、許可の申請者が県内において同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る手数料の額は、それぞれの額から八千円を減じた額とする。
- 4 改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第二十三条本文及び第二十四条の規定は、附則第二項の手数料について準用する。
- (生活安全企画課)